

「第 4 期岐阜県障がい者総合支援プラン」骨子案

I 社会の主な動き

(1) 読書バリアフリー法施行【令和元年 6 月】

- ・視覚障がい者等（＝視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を目的として制定。地方公共団体における計画策定を努力義務化

(2) 医療的ケア児支援法施行【令和 3 年 9 月】

- ・医療的ケア児の健やかな成長を図り、その家族の離職を防止するとともに、安心して子供を生み、育てることができる社会の実現を目的として制定

(3) 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針策定【令和 4 年 2 月】

- ・難聴児支援に関する計画の作成、新生児聴覚検査に係る取組の推進、早期療育促進のための保健、医療、福祉、教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等を内容とする基本方針

(4) ぎふ農福連携アクションプラン策定【令和 4 年 4 月】

- ・障がい者の農業分野での活躍を通じて、社会参画を実現するための計画

(5) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行【令和 4 年 5 月】

- ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を目的として制定

(6) 法定雇用率の引き上げ【令和 5 年度以降順次】

- ・現行 2.3%、令和 6 年 4 月から 2.5%、令和 8 年 7 月から 2.7%に引き上げ

(7) 障害者雇用促進法の改正【令和 5 年度以降順次】

- ・事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化
- ・週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
- ・企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上

(8) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正【令和6年4月】

主な見直し内容

- ・入所等から地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援の充実（コーディネーターの配置等による地域生活支援拠点等の機能の充実、強度行動障がいを有する者の支援ニーズの把握等）
- ・福祉施設から一般就労への移行
- ・障がい児支援の提供体制の整備（医療的ケア児支援センターの設置、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置等）
- ・相談支援体制の充実・強化（協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う体制確保等）

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正【令和6年4月他】

主な改正内容

- ・障がい者等の地域生活の支援体制の充実
- ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
- ・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備

(10) 障害者差別解消法の改正【令和6年4月】

- ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

(11) 「清流の国ぎふ」文化祭2024の開催【令和6年10月～11月】

- ・障がい者の芸術及び文化活動への参加を通して、障がい者本人の生きがいや自信を創出し、自立と社会参加を促進するとともに、障がいに対する国民及び県民の理解と知識を深めるため、全国持ち回りで開催。国民文化祭と一体的に開催する

2 計画骨子 (案)

(1) 計画の性格及び位置づけ

障害者基本法第11条第2項の規定に基づく、「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」、児童福祉法第33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」、及び障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」に加え、読書バリアフリー法第8条に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」を一体化した計画として策定する。

【各計画の関係】

区分/年度	平成										令和									
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8			
岐阜県障害者計画	第2期岐阜県障害者支援プラン (計画期間:5年)					岐阜県障がい者総合支援プラン (計画期間:3年)					第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(計画期間:3年)					第4期岐阜県障がい者総合支援プラン				
岐阜県障害福祉計画	第2期岐阜県障害福祉計画 (H20~H23)		第3期岐阜県障害福祉計画 (計画期間:3年)																	
岐阜県障害児福祉計画																				
岐阜県障害者文化芸術活動推進計画																				
岐阜県読書バリアフリー推進計画																				
岐阜県難聴児の早期発見・早期療育推進計画																				

(2) 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

(3) 第4期プラン策定に向けた考え方

第3期プランの基本目標を継承しつつ、国の動向、県における課題に対応する施策を推進する

(4) 基本目標

障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます

- ・ 障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法のほか、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の趣旨にのっとり、共生社会実現に向けた理念の実現のために、引き続きその取り組みが必要。
- ・ 「清流の国ぎふ」創生総合戦略において、「障がいのある人もない人も共に活躍できる社会の確立」が掲げられているほか、「健やかで安らかな地域づくり」という政策の方向性も示されていることから、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進するために、さらなる取り組みが必要。

(5) 施策体系

I 安心して暮らせる社会環境づくり

- 1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進
- 2 福祉を支える地域社会づくり
- 3 福祉のまちづくりの推進
- 4 情報環境の整備
- 5 ぎふ清流福祉エリアの活用促進
- 6 安全な暮らしの確保（防災・防犯・感染症対策）

II 社会参加と自立を進める支援の充実

- 1 インクルーシブ教育システムの構築
- 2 雇用・就労の促進
- 3 外出や移動の支援
- 4 パラスポーツの充実
- 5 障がい者の芸術文化活動の充実

III 日常生活を支える福祉の充実

- 1 障がい者の地域生活支援
- 2 身近な相談支援体制の確立
- 3 福祉人材の確保支援と育成
- 4 生活支援に係る各種制度等の活用促進

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

- 1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実
- 2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実
- 3 リハビリテーション体制の整備

(6) 第4章分野別施策

資料2-4 のとおり

(7) 施策体系に関する主な意見

- ・「I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (3) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進」の項目については、「視覚障がい等」とするのではなく、全ての障がい者が対象であると明確に分かる表記にしてほしい。
- ・プランにはインクルーシブという表記が用語解説にしかないため、次期プランにおいては第4章分野別施策において具体的な施策として明記してほしい。
- ・「親亡き後」の表記の方法について、支援している家族の立場からすると、「親が亡くなるまでは親による支援を優先する」というイメージがある。「親あるうちに」など幼少期から高齢期にかけてどのステージにおいても安心して支援を受けられる環境を整備することが連想できるような文言を使ってほしい。
- ・県の施策において、「親亡き後」と表記されることがあるが、親亡き後のみに限定されるイメージがあるので、「困った時に必要な支援が受けられる」という趣旨の表記に変更し必要な施策を行ってほしい。
- ・プランにある馴染みのないカタカナ表記については、分かりやすく表現してほしい。
- ・令和4年10月に国連障害者権利委員会から総括所見が公表され、我が国の障がい者施策の大幅な修正・変更が求められている。「障害の社会モデル」に基づく多様性と包摂性のある社会の実現を目指すため、新たな施策の在り方を検討する場が岐阜県においても重要となる。